

平成 26 年度第 1 回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

平成 26 年 4 月 24 日（火） 午後 7 時 00 分～9 時 00 分

開催場所

東久留米市役所 701 会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 武田和也委員 立川都委員 水沼絵里子委員 長谷川早苗委員
白石京子委員 菅原良次委員 井尻郁夫委員 谷津洋子委員
斎藤利之委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長
子ども家庭部主幹
子育て支援課長
保育課長

欠席者の氏名

新倉南委員 浜名紹代委員 柘植宏実委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の検討及び決定について
- 3 今後のスケジュールについて
- 4 その他
- 5 閉会

1 開会

・会長

皆さん、こんばんは。お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから新年度、26 年度第 1 回目子ども・子育て会議を開催したいと思います。通算では第 6 回になりますが、今年度では第 1 回でございます。

今日の会について、〇〇委員が所用でご欠席になっております。それから〇〇委員が遅刻ということです。全体では過半数を超えておりますので、これから会議を開催したいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、事務局より今日の議題についてご説明をお願いしたいと思います。

・事務局

こんばんは。それでは、本会議での議題内容等についてご説明させていただきたいと思えます。なお、本会議につきましては、議事録作成のため会議の内容を録音しておりますので、よろしくご承知おきくださいませ。

まず会議の本論に入る前に、委員の交代についてご報告致します。行政関係選出の教育委員会指導主事であります大久保委員につきましては、職務上の理由から平成 26 年 3 月 31 日付で辞任されております。後任には 4 月 1 日付で同じく、教育委員会統括指導主事の井尻委員が就任されました。本来であれば、本日のこの会議で並木市長より委嘱させていただくところですが、公務の関係から出席できませんので、既に会議の前に委嘱させていただきましたことをここにご報告いたします。また、井尻委員の任期は条例の規定により、前任者の大久保委員の在任期間の平成 27 年 8 月 27 日までとなっております。それでは、井尻委員から一言ご挨拶をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

・井尻委員

ただいまご紹介をいただきました、この 4 月より東久留米市教育委員会統括指導主事を拝命いたしました井尻と申します。どうぞよろしく願いいたします。

・事務局

続きまして、4 月 1 日付人事異動で子ども家庭部主幹が着任いたしました。子ども・家庭部功刀主幹より一言ご挨拶させていただきたいと思えます。

・子ども家庭部主幹

皆さん、こんばんは。4 月 1 日付で子ども家庭部主幹に着任しました功刀と申します。この子ども・子育て会議は非常に重要な案件を審議いただき、またご意見を頂戴するという事で引き継いでおりますので、この会議の運営について円滑に運営できるように、また新制度へスムーズに移行できるように、事務局として務めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

・事務局

では最後に、本日の議題につきましては、既に配付させていただきました次第のとおりでございます。まず、「2. 子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の検討及び決定について」、「3. 今後のスケジュールについて」、「4. その他」でございます。よろしく願いいたします。

・会長

ただいままでの事務局からのご説明について何かございますか。よろしいですね。それでは配付資料を含めてこれから確認に入ります。

傍聴の方がいらっしゃるようでしたら、ご入場願いたいと思います。

〈傍聴人入場〉

それでは、事務局のほうから配付資料等のご説明をいたします。

・事務局

恐縮ですが、配付資料について確認をさせていただきます。まず、事前に配付させていただきました資料についてご確認をさせていただきます。1つ目が、資料36「子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』（案）【資料30 修正版】」でございます。2つ目が、資料37「子ども・子育て支援事業計画の『見込み量』の算出について」でございます。3つ目が資料38「資料37の補足説明」でございます。

続きまして、当日配布資料についてご確認させていただきます。1つ目が、井尻委員が新たに子ども・子育て会議委員に就任されたため、資料39として「東久留米市子ども・子育て会議委員名簿（改定版）」を本日、委員の皆様に配付させていただきました。2つ目が、資料40「放課後児童健全育成事業の『量の見込み』について」でございます。3つ目が、資料41「子ども・子育て支援事業の状況比較一覧」でございます。不足分等ございましたらお声掛けいただけますでしょうか。では、資料の確認については以上です。

・会長

資料の確認はよろしいですね。それでは、よろしいようでしたら、これから2「子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の検討及び決定について」のご説明をお願いしたいと思います。

2 子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の検討及び決定について

・事務局

引き続きまして、次第2「子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の検討及び決定について」私からご説明をさせていただきます。

まず、事前に配付させていただきました資料36、資料37、資料38の3つの資料を基にご説明をさせていただきたいと思います。

初めに、1点皆様にご報告及びご了承いただきたい点がございます。こちらのA3の長い資料36は、前回のこの会議で配付させていただきました資料30の、レイアウトは変わっておりませんが、数値につきましては前回の会議でもお話がありましたが、事務局で少し数値を精査させていただくというところで、コンサル会社の社会構想研究所さんと事務局で精査をさせていただいたところ、いわゆるワークシートの家庭類型別の分類のところ、それから計画期間における年齢別の推計人口のところ、一点数値の違いを見つけられましたので、そちらを訂正し、改めて数値を入れ替えたものが今回の資料36となります。前回お配りした資料30と数値を比べますと、違う部分も

ございますが、本日は精査後の資料 36 を使用してご説明させていただきたいと思いません。

前回の会議以前に、こちらの量の見込みについて、国の算定手順に基づく数値の見方と出し方等について難しい部分があるということで、私もこの4月1日に着任したばかりで、確かに分厚い資料を読み込んでなかなか時間もかかるかと思いますが、それを踏まえまして、なるべく算定手順についてわかりやすく、具体的な数値を使用してお説明できるように、この3つの資料を揃えさせていただきました。

まず、資料 37 をご覧いただきたいと思いません。最初の1ページ目、『量の見込み』を全国共通の基準で算出する事業一覧」がございします。こちらは全国共通の対象事業を一覧にまとめさせていただきました。

2 ページ「ニーズ量算出の基本手順」です。下のほうに図があるかと思いません。「1 アンケート」「2 現在の家庭類型の算出」「3 潜在家庭類型の算出」「4 利用意向率の算出」そして最後に「5 ニーズ量の算出」という、この大きな1～5番の流れに沿ってニーズ調査、いわゆるアンケート調査からニーズ量の算出をするという流れになります。基本的には、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の算出は国が設計しておりまして、国から配付された自動計算されるワークシートにアンケート調査結果から求められた数値を代入することにより行ってまいります。

3 ページ「計画期間における年齢別推計人口」でございします。こちらは先ほどちょっと触れさせていただきましたが、事務局とコンサルで精査する中で1点数値に違いがありましたが、それは精査後の数値がこちらの3ページに表記されております。レイアウトにつきましては、前回配付させていただいたワークシートのシートCと同じものとなっております。

4 ページ「家庭類型」のパターンということで説明させていただいております。以前もお話があったと思いませんが、このニーズ調査を受けてまず家庭類型をタイプA～タイプFの8種類に分けるという作業が必要になります。4 ページ①は現在の家庭類型別人口比率の算出というところで、調査票の問5（配偶者の有無）、問12（保護者の働き方）の2つの問から現在の家庭類型別人口比率を算出いたします。続きまして、②潜在家庭類型別人口比率の算出に移ります。①で行いました現在の家庭類型別人口比率の算出の結果と調査を行いました問13（フルタイムへの転換希望）、問14（今後の働き方の希望）から、国が示した算出方法に従いまして、潜在家庭類型（近い将来の家庭類型）別人口比率を算出いたします。この4ページにつきましては、2ページの「2 現在の家庭類型の算出」「3 潜在家庭類型の算出」の手順に沿って行われているということになります。

続きまして5ページです。こちらが「家庭類型」になっております。父親と母親の働き方による家庭類型への振り分け方法を参考に図示させていただいております。私の説明の中で縦と横があると思いませんが、縦につきましては列、横は行という言い方で統一させていただければと思いませんので、何かわからない点がございましたらご質問をいただきながら、そのようにさせていただきたいと思いません。ただいまの5ページにつきましては、父親のところは列ということで縦に表記されておりまして、母親は行ということで横に表記されています。それぞれ父親と母親の働き方による家庭類

型の振り分けで、先ほどのタイプA～タイプFの8種類に分かれてくるものを図示させていただいております。例えば、父親のフルタイム、それから母親がフルタイムということになりますと、その家庭はタイプBに類型として振り分けられます。

続きまして、6ページをご覧ください。[教育・保育]の「認定区分」というところです。こちらにつきましては、先ほどの資料36をご覧くださいますと、上の表がございます『教育・保育』の量の見込み(平成27年度～平成31年度)がございますが、ここの各年度を見ていただきますと、1号認定、2号認定、3号認定という形で分けられていると思います。こちらについて、資料37の6ページより内容を説明させていただいております。

続きまして、7ページです。こちらが実際の数値を使用させていただきながら、前回、前々回とお示しさせていただいたワークシートから実際にどのように量の見込みが算出させるかをご説明させていただいたページになります。すべての年度、すべての年齢区分を表記しますとちょっとわかりにくい部分があるかと思ひまして、この7ページにおきましては平成27年度の3歳～就学前の場合を抜粋して表記させていただいております。例えば、この7ページの表の真ん中の一番上に、「a:推計児童数(人)」があります。数値としましては、2,836となっておりますが、こちらの2,836は3ページの「計画期間における年齢別推計人口」の下の表の左から2列目「3～5歳」の平成27年度の列に2,836という※印がついたところがあります。こちらの数字が7ページの2,836になります。例えば、7ページの上から5行目、タイプC'をご覧くださいながら右にずれていただいて、先ほどの2,836の右に「b:潜在家庭類型(割合)」という列を見ていただきますと、0.144があります。こちらが先ほどお話しさせていただきました潜在家庭類型(近い将来の家族類型)の全体に対するタイプC'の割合になります。この2,836に今の0.144を掛け合わせますと、その右の「c:家族類型別児童数」の408という数字が出てくると思います。こちら側の0.144の算出根拠につきましては、前々回ご配付させていただきましたワークシートのシートEに該当します。数値が変わっている場合もございますが、4ページをご覧くださいませでしょうか。先ほど4ページでご説明させていただいた②「潜在家庭類型別人口比率の算出」のやり方に基づいて、問5、問12、問13、問14から近い将来の家庭類型別人口比率が年齢区分ごとに出てくるということになります……。

・委員

その表はどこにありますか。

・事務局

本日はこの表自体をお示しはさせていただいておりませんが、前回以前の資料で対応させていただくということで。こちらのシートEですが、ただ数字が違う可能性があります。

・委員

では、0.144 ではない数字になっているかもしれないということですか。

・事務局

はい。先ほど精査した中で数字が違う部分もあります。

・事務局

先ほど2ページでお示ししたとおり、まずは現在の家庭類型を出します。タイプA～タイプFまで。それが今後どうしたいですかというところが潜在類型で、その比率。これを全部足していただくと1になりますが、その全体の中でどれぐらいの割合かを算出したのが、タイプC'であれば0.144です。

・委員

そこまではわかりますが、それぞれの割合というのはどこに。一覧があったんですよね？

・事務局

ワークシートの中にはありました。

・委員

ワークシートの中から持ってきたということですね。了解しました。このシートEにまとめられていたのですね。だけど数字はちょっと違っているんですね。

・事務局

基本的には国が配付しましたワークシートによって自動計算される数値ということになります。近い数字になっていないでしょうか。

・委員

0.103 だったところですよ。ワークシート就学全児童の資料34ですね。シートEの種類の算出のところ、タイプC'のところは、2,837 だけど、こっちは2,836 ですから、C'の0.103 というのが計算したら0.144 になった、と。わかりました。

・事務局

下から3段目ぐらいの行ですよ。

・委員

こっちで見失うとずっと最後まで見失ってしまうので、すみませんでした。

・事務局

AのをEに持ってきているんですね。

・事務局

CとEですね。

・事務局

CとEはここに来るんですね。

・事務局

CとEは潜在家庭類型と利用意向率と交互に入っている。

・委員

これ、もともとはこっち側からですよ。

・事務局

ここまではよろしいでしょうか。2,836という数字と、例えばC'の0.144を掛け合わせますと、7ページ一番右の「c:家族類型児童数」の408という数字が出てきます。これがタイプA～タイプFのタイプ別の家族類型の児童数になります。ちなみに、この7ページの408は、例えば8ページの表のタイプC'の行の家庭類型別児童数の408に移る形になります。同じように、この7ページの一番右の数字を縦に見ていただきますと、これから8～10ページの各家庭類型別児童数とイコールになっております。今のところはよろしいでしょうか。例えば、7ページ右の一番上の数字177は、タイプAの家族類型児童数ですので、9ページの表のタイプAの行の家族類型児童数の列の交わるところに177として移送されます。ここまではよろしいでしょうか。

・委員

比べればわかることなので大した話ではないのですが、割合のところ0. 幾つかにするか、90何%にするか、統一しないとわからないので。

・事務局

小数点の表記とパーセンテージですね。申し訳ありません。それでは、7ページの説明等はよろしいでしょうか。

続きまして、8ページをご覧くださいませでしょうか。「(1) 1号認定(認定子ども園及び幼稚園)」です。こちらは先ほど7ページの説明でも触れさせていただきましたが、タイプC'、タイプD、タイプE'、タイプFは1号認定の対象となる潜在家庭類型のグループでございます。これらにつきまして、利用意向率、これはニーズ調査の間で申しますと、「平日定期的に利用した教育・保育の事業」というところで、「1. 幼稚園」または「4. 認定子ども園」を選択した者の割合。この利用意向率を先ほどのタイプ別の家庭類型児童数に掛け合わせますと、ここで初めてニーズ量が出ることになります。

具体的に申しますと、8ページの表でタイプCの行の家庭類型別児童数408に、先ほどの幼稚園または認定子ども園を選択した者の割合91.5%を掛け合わせますと、ニ

ニーズ量ということで373人という量が出てきます。この1号認定につきましてはタイプC'、タイプD、タイプE'、タイプFの4種類となっておりますので、これらのタイプ別のニーズ量の人数。8ページの表で言いますと、一番右のところ、373、965、0、7、この4つの数字を足しますと合計で1,345という数字が8ページの表の右下に出てきます。この1,345につきましては、先ほどの資料36の上の表の「量の見込み(自治体全域で算出)」の行の平成27年度1号認定の列の1,345とイコールになってきます。7ページまでのところで、一度2ページにお戻りいただきまして、「ニーズ量の算出の基本手順」の「1. アンケート調査」から「2. 現在の家庭類型の算出」「3. 潜在家庭類型の算出」「4. 利用意向率の算出」「5. ニーズ量の算出」の手順を踏まえまして、8ページの1,345という数字が手順に基づき自動的に算出されたという形になります。

9ページ以降は、今ご説明させていただいたところまでをそれぞれの認定区分、もしくは地域子ども・子育て支援事業の量の見込みということで、同じやり方で繰り返し算出していきますので、その結果が資料36の各年度の一覧になってきます。同じ数字と申しましたが、例えば9ページをご覧いただきまして、9ページ表の一番右下の265が、資料36の上の表の「量の見込み(自治体全域で算出)」の平成27年度の2号認定の幼児期の学校教育の利用希望が強いところの265とイコールになります。以降は同じような形で、資料37のそれぞれのニーズ量の結果が資料36のそれぞれ対応するところの数値になる仕組みとなっております。

この3つの資料に基づく説明としてはひと区切りとさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

・会長

今の資料36、資料37を使ってのご説明はよろしいでしょうか。質問はございますか。では、次に進行いたします。次は資料40ですね。では、資料40を出していただけますか。資料40についてのご説明をお願いします。

・事務局

引き続きまして、先ほどの資料に加えまして、資料40「放課後児童健全育成事業の『量の見込み』について」ご説明させていただきたいと思います。資料のご用意はよろしいでしょうか。放課後児童健全育成事業ということで、いわゆる学童保育所の量の見込みについてでございます。前回以前の会議におきまして、東久留米市当市の放課後児童健全育成事業につきましては、小学校地区単位での量の見込みを算出していくということで決定されたかと思っております。あとで事務局のほうで数字をご提示することになっておりましたので、ここで初めて小学校区ごとの学童保育所のニーズ量の見込みについてご提示をさせていただきます。

内容の説明に移らせていただきます。まず1ページ目「放課後児童健全育成事業の『量の見込み』について」でございます。ステップ1といたしまして、まず量の見込みを算出するにあたって小学校区ごとの将来推計人口を算出いたします。算出方法としましては、市内全域の児童数につきまして、教育部学務課から情報提供をいただき

ました各小学校の在籍児童数（平成 26 年 4 月 1 日現在の推計値）の各学校ごとの、市内の公立小学校に通う児童数に対する割合を、市内全域の児童数の割合で案分することで、小学校地区ごとの将来推計人口を算出いたしました。

1 ページ左に「各学校在籍児童数の割合（低学年）」という表があります。こちらの表は上に年度、縦に第一小地区から下里小地区まで各地区の全体の児童数に対する各地区ごとの割合が表記されております。例えば、平成 27 年度第一小区域は 0.098833 という割合があるかと思いますが、この割合につきましては、例えば東久留米市の児童数全体（低学年）について、第一小地区の人数が推計で出ておりますので、その割合を表記したものです。具体的な数値はこの表に書いてありませんが、例えば東久留米市立の小学校全体の低学年児童数に対する東久留米市立第一小学校の低学年児童の割合につきまして具体数で申しますと、全体が 2,742、第一小学校の低学年児童が 271 です。271 を 2,742 で割りますと 0.098833 という数値になります。同様に、各小学校の地区において、市内の公立の小学校の全体児童数から各小学校の各年度の児童数の推計の割合を出しますと、1 ページ左側の表の各学校在籍児童数の割合になります。

次に 1 ページ右の表です。この表の一番下に合計というところがございます。左から、2,777、2,844、2,832、2,889、2,782 とありますが、こちらの合計につきましては、先ほどの資料 37 の 3 ページの各年度の低学年（6～8 歳）の人口と同じものになります。下の表の下から 2 番目に 6～8 歳の各年度の数字が載っております。左から読み上げますと、2,777、2,844、2,832、2,889、2,782 と並んでおりますので、資料 40 の 1 ページ右表の合計の数と同じものになります。例えば、右の表の小学校地区ごとの将来推計人口（低学年）の表の一番下の合計の平成 27 年度、2,777 という数字に、同じページの左の表の 27 年度の列の第一小地区の表 0.098833 を掛け合わせますと、右の表の 27 年度の第一小地区の 274 という数字になるかと思えます。整理いたしますと、計画期間における 6～8 歳の年齢別推計人口に各学校在籍児童数の割合をそれぞれ掛け合わせますと、各学校地区ごとの将来推計人口が出てくる仕組みになっております。この 1 ページのご説明まではよろしいでしょうか。

2 ページ目に移らせていただきます。「放課後児童健全育成事業の『量の見込み』について（低学年）」です。先ほどの 1 ページがステップ 1、この 2 ページはステップ 2 になります。ステップ 2 はニーズ調査による家庭類型です。例えば、ひとり親、フルタイム×フルタイム、フルタイム×パート、パート×パート、専業主婦（夫）、無業×無業、という分類を行いまして、利用意向率を掛け合わせて、低学年の量の見込みを算出いたしました。この量の見込みは全体ですので、この量の見込みを地区ごとの児童数で案分して小学校ごとの量の見込みを算出しております。

「具体的な計算方法」というところで、※印で計算方法の概略がございますが、利用意向率につきましては、学童の希望数÷総回答数、いわゆる就学児童ニーズ調査の間 13（低学年）の利用希望から算出しております。その下のところで、低学年（6～8 歳）の人口というところがございますが、ここは平成 27 年度を例にとりますと、2,777 という数字が入ります。その右にいけますと、4 つの家庭類型別の割合が出ておりますが、例えば一番上、ひとり親 A の割合は $63 \div 633$ になります。その下はフルタイム×フルタイム B の割合 $125 \div 633$ 、フルタイム×パート C の割合 $188 \div 633$ 、パー

ト×パートEの割合は回答がございませんでしたので、無しということになっております。こちらにつきまして、その右に移りまして、利用意向A低学年 $36 \div 61$ 、フルタイム×フルタイムBは利用意向率B低学年は $82 \div 124$ 、利用意向率C低学年 $44 \div 184$ 、利用意向率E低学年は無しということになります。

具体的な数値を申しますと、ひとり親Aの割合は $2,777 \text{人} \times 63 \div 633 \times \text{利用意向率A低学年 } 36 \div 61$ 、この括弧を計算しますと 163 という数字が出てきます。Bは $2,777 \text{人} \times 125 \div 633 \times 82 \div 124$ は 363 という数字が出てきます。次にCは利用意向率フルタイム×パートCの割合と、利用意向率Cの低学年、具体的な数字でやりますと、 $2,777 \text{人} \times 188 \div 633 \times 44 \div 184$ を計算して 197 という数字が出てきます。この計算したAの 163 とBの 363 とCの 197 の3つを足し上げますと 723 人という数字が出てきます。この 723 人は2ページの下左の表の27年度の列の合計の 723 とイコールになります。

ちなみに、この資料40の2ページの723という数字につきましては、資料36の量の見込みの下の表の「地域子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』（平成27年度～平成31年度）」の平成27年度の列の（2）の行、放課後児童健全育成事業の低学年の行の723人とイコールになっているという仕組みです。ちなみに、資料40の2ページの右の「現況（平成26年4月1日付）」という表は、平成26年4月1日現在の各小学校地区ごとの定員と実際の申込者数を参考に表示させていただいております。この2ページまでよろしいでしょうか。

続きまして、資料40の3ページ、「放課後児童健全育成事業の『量の見込み』について（高学年）」です。こちらは、先ほどの1ページ目から5ページまでの低学年の小学校ごとの量の見込みと同じ計算方法で算出してしております。放課後児童健全育成事業につきましては、低学年と高学年に分けて算出することになっておりますので、それぞれ同じ方法で低学年と高学年を算出してしております。結果としましては、3ページの右の表でございますが、「小学校地区毎の将来推計人口（高学年）」の一番下の合計の行。読み上げますと、2,848、2,844、2,847、2,815、2,852 につきましては、資料37の3ページ下の表の各年度の一番下の9～11歳という行の2,848、2,844、2,847、2,815、2,852 とイコールになっています。

最後になりますが、資料40の4ページ「小学校地区毎の量の見込み（高学年）」の一番下の合計の行、左から363、362、363、358、364とありますが、こちらは資料36の下の表の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（平成27年度～平成31年度）」の（2）の行の「放課後児童健全育成事業（高学年）」の行の363、362、363、358、364とイコールになっています。資料40につきましては、このような形で各学校ごとの量の見込みを算出し、それを資料36という形で一覧で見られるように整理したものでございます。資料40の説明は以上でございます。

・会長

それでは、資料40の放課後児童健全育成事業の量の見込みについて、積算根拠を含めて計算式のご説明があったと思いますが、いかがでしょうか。何かご質問等はございますが。

・事務局

私のほうから補足させていただきます。前回、前々回と委員から消化不良というお言葉もありましたが、説明が十分できなくて申し訳なかったところがありました。今般、事務局としてもなるべく理解しやすいようにということで、今回ご提示をしたところです。この数字に関しては、コンサルも含めて私どもで十分精査をしたものでありますので、この数値自体にはこの変動はございません。まずそのところをご理解をいただければと思っております。

この数値に関して、これから今の内容についてご質問等を受けたいと思いますが、まずは今日の課題としまして、今後の量の算出について質疑を受けながら、全体としてよろしければ数値のほうはこれでひとつ精査完了としたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

・委員

追い掛けていかないと難しいところもありますが、数字的な根拠は非常にわかりやすくして今回が一番よくわかったのですが、資料の見せ方として、こういう数字を追い掛けていくときに、多いのか少ないのか、減ったのか増えたのかというのを、例えば折れ線グラフ等で示していただくと何となく見やすいかと思っております。資料の見せ方の問題があるので、増えた、減ったという数字を追い掛けていくとやはり疲れてきますので、何か少し図表にして出していただければありがたいかなと思っております。数値に関しては専門でやっていますので、特にこれでいいのではなからうかと思っております。

・委員

一番最初の子育て支援会議が昨年行われたときのスケジュールでは、この3月に東京都のほうに量の見込みを報告する予定だったわけですね。この報告はされたのでしょうか。今日の会議をもって報告されるのでしょうか。

・事務局

前回の会議のほうでもちょっと申し述べていますが、量の関係については、いわゆる3月末までに、その時点で算出したものをまずは東京都に報告してくれということでした。ただし、各自治体とも、子ども・子育て会議で正式に量の確定をしたものを事後報告をしてくれという二段構えになっておりましたので、3月末の暫定の数値は報告してあります。ただし、いま東久留米はこういう状況ですので、後ほどちょっと説明しますが、今日から次回にかけて最終的には数値のほうを正式に決定したうえで、それを東久留米の量として東京都に報告する運びとなっております。以上です。

・委員

大体は昨年度出されたニーズ調査のデータを基に出されているので、データによればこの数値は間違いのないものと思いますが、僕がちょっと気になるのは、資料37の11ページの「(4) 3号認定」です。地域型保育は0歳、1～2歳ですね。僕自身、保育士をやっているかなりいろいろな方の話を聞いてのうえでの話ですが、やはり例え

ば通常の認可保育園の0～6歳まで預かるところに入れなかったりした場合に、こうした0～2歳までの保育園とか小規模保育とかいうところに入る方もいらっしゃいます。その方たちは、今度2歳を過ぎて3歳になったときに入る場所が確保できないということをいろいろ聞いています。そういった部分で、例えばこの3号認定のところ、ここではこれで入れましたが、その人たちが3歳になったときに、またそれを確保できる量が反映されているのかどうかというところをお聞きしたいというのがまず1つです。

それと13ページの「(1) 時間外保育事業」です。これに関しては、前に僕がお話をしたと思いましたが、要は延長保育にあたるのではないかと思います、これはニーズ調査のいわゆるアンケートとか調査に答えられた方の中で、フルタイム×フルタイムの方が少なかったわけですね。けれども、このデータに関しては、このままやっていますという事務局の説明もあったので、これを基本にしてあると思うのですが、実際に、例えば今の公立・区立保育園で延長保育をやっているところで、例えば今すぐデータを出してくださいというわけではないのですが、18時以降の利用率という部分を事務局は押さえているのではないかと思います、こういった部分を踏まえたときに、このデータは妥当だと思われるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。その2点をお願いします。

・事務局

1点目は私からご説明します。今、委員からお話があったのは、もう一度繰り返しますと、やはり通常の認可保育所とかそういったところ以外のお話として、今この区分で言うと、0～2歳の方々がご利用なさっているところがあります。その方々は3歳を迎えるときに、改めてまた自分の利用先を探さなければならない現状があるわけです。今回、新制度の取り組みの中では、後ほどこれから皆様にまたご審議いただく確保方策といったところに当然関連が出てまいります、一つの指針のなかでは、いわゆる関連施設という表現があります。それは今後市域、市全体の中にさまざまないわゆる担い手の方々がおられるわけですが、そうすると今後、確保方策を策定するにあたって、例えばここで言えば地域型と言いますか、Aの利用者が3歳を迎えたときに、関連施設ということで、近くあるいはその関連する施設Bと、そこのところの関連づけをしながら、ここのAに通っている方々は、3歳を迎えたときにはBに移れますよという、いわゆる「切れ目のない保育」という表現などが出てまいります、そういったことを意図しながら、確保方策の時点でまた皆さんとその辺のところを審議していきたいということがあります。2点目については……。

・事務局

方策ですが、先ほどの資料37の8ページに、〇〇委員から例に出されましたが、ここにつきましては、0歳の3号認定したニーズ量が391という結果になりました。ただ、ここで国のほうから各年度のニーズ量、量の見込み、27年度～31年度まで量の見込みを出したのは、これはどこの基準で捉えているのですかという問いに対して、これは4月1日を捉えているという答えが出たんですね。

今、0歳が先ほど11ページでお示ししているとおり391です。東久留米市の0歳の認可保育所と認可外保育所の定員数は177です。そうすると、0歳の量の見込みが今現在214という数字が挙っています。ただ、この214と26年4月1日の待機児童数を比べてみると、26年4月1日の待機児童数は0歳は13人しかいないんですね。それに対して214人というのが今、ニーズ調査の結果で出ています。そういったところが、実態と多少解離があるところについては、国のほうで補正を掛けなさいと示されていますので、それについては後ほど資料41をベースにお話しさせていただければと思っています。

なので、今現在ニーズ調査の結果としては、量の見込みは391で、それに対する確保方策は簡単に言うと214用意しなくちゃいけないのですが、実態は13人しか待機児童数はいないので、潜在ニーズを含めてもそれだと少し数字が大きいだらうと事務局側では考えていますので、それについてはこういった補正を掛けますということを説明させていただければと思います。

あと、資料37の18ページにあります「時間外保育事業」に現在どれぐらいの利用者がいるのかというご質問です。これも後ほど資料41でお示しさせていただきますが、私どもは現在の利用実績は945と把握しています。ただ、この時間外保育事業の使われている前提条件としては、延長保育で利用料を払っている人を対象に、実績として使っているだろうという考えのもとに945という数字を出しています。一方、量の見込みについてはニーズ調査の結果が1,018と出ているところです。

・会長

よろしいですか。それでは、ほかに何かありますか。

・委員

資料40「放課後児童健全育成事業の『量の見込み』について（低学年）」の2ページのステップ2の※印の「計算方法の概略」というところで、総回答数の633は、学童のことに関しては、就学前のまだ小学校に上がっていない子たちにとってアンケートの数字と、市内の2年生の子どもたちの出した数字と両方とったのですが、この数字を見ると出ていたデータは、小学生のほうは有効回収数が655だったんですね。なので、2年生のほうの数字で出したのか、その辺のことが。

・事務局

回収数が655で有効回答数が633です。

・委員

就学前の有効回収数は895だったので、今回学童についてのデータは就学前のお母さんたちに聞いたアンケートの数ではなくて、小学校2年生の子どもたちに聞いた数で算出したということですね。

・事務局

資料 36 をご覧いただきたいのですが、下のほうの「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（平成 27 年度～平成 31 年度）」というところの上から 3 行目、放課後児童健全育成事業の年度のところに、「下記の放課後児童健全育成事業データについては就学児データを使用」というコメントをさせていただいているように、学童保育所と、それから下のほうに「子育て援助活動支援事業」がございしますが、この 2 つの事業については、国の算定手順の表記がございしますが、「就学児に対して調査を掛けたところは、それを活用する」ということがございしますので、東久留米におきましては、就学児に対しても調査を行っていますので、そのデータを活用させていただきました。

・委員

今ちょっと聞き取れなかったのですが、そういう形で就学児データを活用することも考え得るという……。

・事務局

調査をしている市としていない市があるかと思いますが、就学児に対する調査を行ったところは、それを活用するという選択肢が入っていますので。

・委員

わかりました。一番最初に出たときに、就学前の子どもたちに学童のことを聞くのがちょっとイメージがわからないから東久留米として小学校 2 年生の子たちにアンケートをとってくださって、そのことが国のほうに報告するのにそっちのデータを使ってよいということなので利用したということですね。わかりました。さっきの数は有効数とここの違いは丸がしてあるかということで、この数字も回答数ですね。わかりました。

・会長

それでは、資料 40 についてはこれでよろしいですか。

・委員

先ほどの事務局さんのところでもう一回だけちょっと確認したいのですが、ここの 0 歳児の現在の定員が 177 になっています。4 月の時点では待機児が 13 人ということですね。現在の待機児から考えると弾力化なども結構しているかと思いますが、その辺で多少待機児が減っていることが実際の数字に……。

・事務局

今、〇〇委員の言われたとおり、私が言った 177 はあくまでも保育園の定員です。一方、保育園については今弾力化ということで、保育園でなるべく待機児童数を減らすようにご努力、ご協力いただいているところです。ただ、0 歳児の弾力化については、私どもとしてはさほど効果がないと認識しています。やっぱり人員基準でありま

すとか、施設の床面積の基準ですとか、0歳はどうしても保育士であれば子どもたち3人につき1人配置しなければいけないとか、一人一人配置しなくちゃいけないとか、そういった意味からすれば今回確保方策を検討するにあたっては、量の見込みから定員数を引いてもさほど数字のずれはないだろうということで、あくまでもさっき言ったように174といった数にさせていただきました。

・事務局

私のほうから申し上げるのは、今ひと通りのご質疑もいただいたということで、さっき申し上げたように、私どものいわゆる数値の精査に関しては以上ということで、これで精査完了とさせていただきます。この後に先ほど事務局もちょっと申し上げたように、これから資料41を使って「補正の考え方」についてご説明を申し上げます。では、会長、お願いします。

・会長

それではよろしいですか。一応、この行については確認したうえで、今後の対応の調整について、資料41を使ってご説明をお願いしたいと思います。

・事務局

それでは、私から資料41について説明させていただきたいと思います。資料36も併せてご覧いただくとわかりやすい部分もあるかと思しますので、ご用意のほどお願いしたいと思います。

資料41「子ども・子育て支援事業の状況比較一覧」につきましては、縦に子ども・子育て支援事業の対象事業が一覧となっております。この対象事業ごとに右に平成25年度の利用実績（平成26年度3月時点）という列がございます。上から申し上げますと、1,693、1,159、727というように、数字が対象事業ごとに入っていると思います。こちらが平成25年度の利用の実績でございます。

下の表の5番「放課後児童健全育成事業」につきましては、3月時点ではなく、放課後児童健全育成事業の平成25年度の利用実績は年度末になるに従い減少傾向となるため、平成25年4月時点の数値を掲載させていただいております。右に移りまして、「平成27年度の『量の見込み』（資料36から抜粋）」は、先ほどご用意いただきました資料36の上の表、下の表ともに平成27年度を例に量の見込みを対象事業ごとに転記させていただいております。例えば、資料41の今の列の一番上の行、1,345という数字がございます。こちらは資料36「教育・保育の量の見込み（平成27年度～平成31年度）」の「量の見込み（自治体全域で算出）」の行の平成27年度の列の1号認定の1,345が転記されているものでございます。

同じように、上から265、1,052、1,174と資料36と同じ数値が下まで来ております。例えば、今ご説明させていただきました平成25年度の利用実績、それからその右の量の見込みを見比べますと、だいたいどれぐらい実績との違いがあるかが見てとれるかと思えます。例えば、わかりやすい数字で申しますと、資料41の下から3行目、8番「一時預かり事業」の平成25年度の利用実績につきましては、65,820という数字が

あります。その右に、先ほどの量の見込み、資料 36 から抜粋した数値でございますと、158, 165 という数字が出てくるかと思えます。こちらは3倍とまでいきませんが、かなり数字に開きがあることが見てとれるかと思えます。例えば、先ほど事務局からも説明がありましたが、この数値のかい離と申しましょうか、こちらの数値の違いについては、ニーズ調査を尊重するということはもちろんあるのですが、国のほうも実態と量の見込みの数値がかけ離れた場合を想定して算定手順を示しております、例えば今の8番「一時預かり事業」の一番右、「量の見込みの補正の考え方（例）」を読み上げますと、「(カ) 実態とのかい離が著しいため、2号認定の利用意向率を固定値100%からニーズ調査から算出された利用意向率に変更し、量の見込みを算出する」または「(キ) 預かり保育以外の一時預かりの量の見込みを算出する場合、集計対象を0～5歳児から0～2歳児とすることができる」。これらにつきましては、「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」の留意事項によりまして、国のほうも想定されることがあるということで、補正の方法を例示しております。

ちなみに、※⑤は資料 41 の表の下のほうに備考として記させていただいております。「※⑤『市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き』の詳細につきましては、下記の URL をご参照ください」ということで、内閣府のホームページに国の算定手引きが載っておりますので、必要に応じてご覧いただく機会もあるかと思えます。同じように、この資料 41 の表の一番右の列に量の見込みの補正の考え方の例を示させていただいておりますので、これらの補正の考え方について今後事務局、コンサルを含めて、補正の考え方に基づき、数値の補正を検討させていただきながら、次回の会議までに委員の皆様にご提示させていただいて、次回の会議において量の見込みに関して具体的な数値を決定したいと考えております。

例を一番右の列を上から全部読み上げますと、例えば一番上の行「教育・保育事業」の中の1号認定、2号認定、この対象事業にかかわる補正の考え方は、「(ア) 利用実態とのかい離が見られるため、利用実績の数値との整合性を考える」。こちらについては、第一次的にはニーズ調査の数値結果を尊重する中で、国から示された算定手順の中の補正の方法例などを使いますが、例えば、特段補正の方法が例示されていないケースについては、各市町村により実態、地域の特性等を勘案しながら、量の見込みと実際の利用実態等のかい離について補正をするという仕組みになるかと思えますので、そちらについて表記させていただいております。

こちらについて、算定手引きに例示がない理由は、例えば今の1号認定と2号認定の平成25年度の利用実績を足しますと、 $1,693 + 1,159$ で $2,852$ という数字が出るのです。その右の量の見込みに行きますと、 $1,345 + 265 + 1,052$ で $2,662$ という数字が出ます。要は、利用実態よりも量の見込みのほうが少ないケースになります。現在利用している方と利用の量の見込みを比べた場合、逆に量の見込みのほうが少ないケースについては、国のほうでも具体的な例示がありませんので、市のほうで具体的な実態とニーズ量について整合性を考えて、例えば補正等を行っていきたい、という考えでございます。

次に、例えばその下「(イ) 0歳児の量の見込みから育休明けの利用意向の児童数(育

休明けの利用意向率×3号認定の対象の家族類型児童数)を引くことができる」。こちらにつきましても、国の算定手引きの留意事項に記載がありますので、この方法を利用する。もしくは、「(ウ) 利用実態とのかい離が見られるため、利用実態の数値との整合性を考える」。これらの補正の方法等を考えながら、少々お時間をいただきながら、事務局で補正について検討をしていきたいと考えております。

続きまして、資料 41 下の表の一番上「放課後児童健全育成事業」、先ほどちょっと質問があったかと思いますが、その「量の見込みの補正の考え方」につきましては、例えば「(エ) 放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望が週1、2回程度であれば、各自自治体の実情に応じて当該者の割合を量の見込みから控除することができる」というような国の算定手引きの補正の考え方、もしくは「(オ) 利用実態のかい離が見られるため、利用実態の数値との整合性を考える」、これらについて検討していきたいと考えております。ちなみに、この表におきまして、量の見込みの補正の仕方で斜線が引いてあるところは、今のところ量の見込みの補正はせずに、ニーズ調査を尊重したままの数字で妥当ではないかということ今考えております。

8番「一時預かり事業」の量の見込みの補正の考え方については先ほど説明させていただきましたとおりです。9番「病児保育事業」についての量の見込みの補正の考え方は、「(ク) 病児・病後児保育事業実態調査結果を基に量の見込みを算出することができる」も、国が提示した算定の手引きの留意事項に補正の考え方として載っているものを活用していきたいと考えているところでございます。

具体的には、病児保育事業につきましては、前回会議でもお話があったと思いますが、平成 25 年度の利用実績が 196、ニーズ調査の結果の量の見込みが 5,536 でかなりの開きがあるということで、結果として国が提示されている補正の考え方を活用しながら、この数値の補正を検討していきたいと考えております。最後になりますが、一番下 10 番「子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)」のところでございますが、「量の見込みの補正の考え方(例)」のところは「(ケ) 利用実態とのかい離が見られるため、利用実態の数値の整合性を考える」です。こちらにつきましても、算定手順の例示はございませんが、平成 25 年度の利用実績が 2,647、量の見込みとして算出されたものが 4,947 で、数値のほうがかなり大きく出ていますので、実態の整合性を考えて数値の補正等を検討していきたいと考えております。

まとめますと、これらの量の見込みの補正の考え方に表記されているものにつきましては、現在の先ほど精査結果とさせていただいた資料 36 における量の見込みと平成 25 年度の利用実績等にかい離が見られると思われるものについて、それぞれの対象事業における量の見込みの補正の考え方を資料 41 に表記させていただいて、この考え方で今後次回の会議までの間に事務局のほうで数字を提示させていただき、次回の会議において皆さんのご了承をいただきたいと考えているところでございます。資料 41 の説明については以上でございます。

・会長

それでは、ただいま資料 41 についてご説明がありました。何かご質問はございますか。

・委員

5 番「放課後児童健全育成事業」のところですが、実績が 784 で量の見込みが 1,086 ということで、一番右に「かい離が見られるため」と書いてありますが、他にも書いてあるように、1,086 は 6 年生までを想定した人数と考えると、現在 3 年生まで 784 で、4～6 年生になれば同じ学年ではなく少し減るだろうということで、この数字がかい離があると見なすか、見なさないかというところの基準はどうかと思いました。

もう一点、一番右の（エ）で利用が週 1 回か 2 回程度であればはずしていいと書いてあるということですが、実は東久留米は 3 年生までですが、千葉県の方で 6 年生までずっと学童をやっているという職員の方に話を聞いたときに、高学年になると週 2 回でもなく 1 回来て、そこで子どもの支援をする。だから量というよりも質の支援で、6 年生の子が本当にたまにやってくるがそれがすごく必要なんだという実際の報告を聞いたことがあります。なので、手引きでは週 1、2 回程度でカットしていいということですが、そこはカットしていいのかなと思いました。

一方、高学年になると利用するのは、親御さんがたとえフルタイムで働いて条件を満たしていても、塾に行ったり、習い事があったりということで、週 1、2 回になり、それでもニーズがあったときには、やはり学童に入らないと通うことはできないわけですから、週 1、2 回について単純に切ってしまうのか。数字を報告する場合に補正することは厭いませんが、せっかくみんなが答えてくれたアンケートの内容で、この辺の行間を読むではありませんが、これはどうかなというふうに思いました。

もう一方、前回、9 番「病児保育事業」のところ、実態と本当にかい離があって、ニーズに応えるのだったらもっといっぱい作らなくてはいけない状況だということだったのですが、あのあと、そうなんだと思いながら、ずっとそのことを考えていました。多分、病児保育事業は最後の砦で、まずお父さんが休めるか、お母さんが休めるかな、おじいちゃんおばあちゃんに頼めるか、お友達に頼めるかとだんだんに来て、病児保育事業になる。やはり何かあったときに最後の砦が必要だという数字で、意味もなく丸は付けていないだろうし、と思いました。私はあのあと、どうしてこんなにかい離があるのだろうと帰りぎわにずっと考えていましたが、何か補正して報告することは厭いませんが、どうしてかい離があったのかというところの検討もして、切迫した東久留米の人たちのニーズとして考えていくことは忘れないほうがいいのかなと思いました。

・委員

私たちは今までとりあえず量の見込みということをやっているわけですが、今もおっしゃいましたが、かい離をどうするかということで、切れ目のない保育とか、そういうことを考えた場合に、弾力性とか、まさにこのかい離の問題を、今度は質の見込みというか、この東久留米ではどういうふうやっていくかという話を今後してい

くという形にしていくことが大事なのではないかということですよ。今後は、具体的にどういうふうに提言していくかということになっていくのではないかと思います。が、とりあえず、これはこれでステップとして。

実際、この中ではいろいろな話も出ましたが、学童でも障害児の問題とか、児童相談所にかかわる家庭とかそういうことは、とりえずここには入れられないけれども、そういう細かなことに対しても、東久留米の子ども・子育て会議の中で、そういうことも提案したり、どんな人材があってどういう社会資源があるかということも含めて、大きなそういうかたちでやっていくという形であれば、いろいろなことの受け皿にもなりますし、ピックアップしていけるのではないかと考えています。

・事務局

学童の関係ですが、実際登録はして週1回、2回という子も中にはいることは確かですが、もともとは1週間使いたいということで登録されていますから、それはそれでいいと思います。結果的に、ここでは今4月当初の784を使っておりますが、26年3月においては、年度の途中で辞めていきますので登録としては695まで下がってしまうのです。実際、4月当初と比べれば89下がるのですが、途中で上がったりますますが、そのうち3年生については53名の方が辞めていってしまう。それはピークを見ると、やはり夏休みを過ぎて辞めていかれる。次は4年生だからということで、これは4年生になったり5年生になったりすれば別かもしれませんが、現在もたまたま状況を見ると夏休みを過ぎて辞めていかれる3年生が多くいらっしゃる部分がありますので、それも含めてかい離の言葉を使っている部分があります。とにかく実態と状況を見ながらということで、数値は数値として、またサービスはサービスでどれだけ用意するか、十分検討しながら考えていきたいと思っています。

・事務局

ちょっと補足します。先ほど〇〇委員がおっしゃったとおりで、ちょっと誤解があるといけないので、これはいずれにしても利用実態は低学年だけだったので、今回の高学年の部分が加わっての1,086という数字になっているわけです。ですから、このところ言えば、かい離ということは適当ではないと理解していただいて結構なのです。

今、事務局からもありましたように、このところでの補正の考え方も、指針のほうでは週1、2回程度については補正の検討事項でありますので、今お二人の委員からもありましたように、補正についてはひと通り補正をして、ある程度私どものほうでこの考え方に基づいて補正值を一度お示しをしたいと思います。次回の話になって恐縮ですが、それについて皆さんで改めて最終的にいろいろ質疑をいただきながら、最終的に決定をしていきたいと思っております。そして重要なお話がお二人からありましたが、結果的には利用者の方々にとって、結果的に利用しやすいような状況、条件といったことをどのように仕組みとして作っていくか。

これがいよいよこの後の確保方策、確保計画といったところで、いろいろな委員からもお話があったように、そういったところを交えながら、数値ももちろん数値とし

てございますが、まさに仕組みのところで、こういう言い方が当たっているかどうかわかりませんが、東久留米ならではというか、市として本当に利用しやすい状況を作っていこうじゃないかというところで、もう今年度になってしまいました。これから先のいろいろな確保方策について皆さんと議論していきたいと考えているところです。

・事務局

病児・病後児の事業に関する量の見込みをどう考えるかでございます。確かに、今回ニーズ調査をした結果として、量の見込みとしては5,536出てきました。ただ、この数値は各市でも非常に大きい数値が出てしまうということを私たちも聞いています。当然、今回子ども・子育て支援事業計画の量の見込みに対応した確保計画を立てていく中で、実態とあまりにもかい離している数値を量の見込みにするのは、量の見込みに応じた確保をしていかななくてはならないので、それは実際にどうなのだろう、と。

今回補正のところで書かせていただいたのは、病児・病後児保育事業の実態調査結果は平成25年に厚生労働省の研究事業として補助金を出して行っていますので、このアンケートの中では、「実際に使っていますか」という実態がきちんと把握されていますので、逆に言えばこちらのほうが現実に近いので、そちらの数値に補正させていただいて、それを使っているということをもとにした確保計画を立てるほうが市としてはきちんとした計画になるのかな、と思います。逆に、この5,536に応じた確保計画で病児・病後児保育事業を用意したとしても、やはり利用実態とはかけ離れているので、そこまでは使えないだろうということもありますので、ここに補正を掛けたということで、今回、お示ししたところでございます。

・会長

よろしいですか。それでは、今日ニーズ量をきちっと押さえるということと、それと同時に補正と……。

・委員

すみません、いいですか。資料41ですが、25年度の利用実績は、例えば保育園とか幼稚園に入れた人とか利用できた人の数と捉えていいんですよね。こちらの理解不足だったら申し訳ないのですが、8番「一時預かり事業」は、先ほど資料37などを見ると、幼稚園のときは在園児が主だと思いますが、保育園でもやっていますよね、私立保育園とか遠いところに。それはその中に入っているのですか。そうした場合に、よく聞かれるのは、認可保育園に入れない、あるいは認証保育園にも入れない、認可外にも入れなかったそういう人たちが、保育園などの一時預かりを、あれは週に3日と決まっているようですが、それを2つ掛け持ちで利用されている方がいらっしゃるのですが、本来ならばその人たちはここで言うと、3号認定とか2号認定に入るわけですよね。でも、そういった形の人数はそちらでは(含まれて)ないんですよね。実際に、本当はこの2号認定、3号認定として入りたいのだけれども、実績として

は「一時預かり事業」に入っているということですよね。そう考えたときに、26年3月時点で保育園の待機児童数をちょっと教えていただけますか。今年の3月ですね。

・事務局

26年3月1日の待機児童数を出していないので2月1日の待機児童数が25年度のものであります。その待機児童数は、0歳139人、1歳57人、2歳40人、3歳11人、4歳2人、5歳0、合計240人です。

・委員

今4月時点ではどうなっているかわかりますか。

・事務局

26年4月1日の待機児童数は、0歳13人、1歳31人、2歳30人、3歳5人、4歳4人、5歳1人、合計84人です。これはどちらも新定義で待機児童数となっています。

・委員

ここはいわゆる利用実績の数と、今回のニーズ調査における量の見込みからと、そこから可能な量とか定員が出ていますが、こうした部分は今出ていたような待機児童数に備えて、これで対応できるとお考えですか。

・事務局

一時預かりのところは、私ども事務局としても非常に整理することが必要だと思っている事業です。今、〇〇委員が言われたとおり、保育所では25年度の利用実績としては12,600人が延べで一時保育を使っています。その主な用途は確かに待機児童になっていて、どこかに預けなくてはいけなくて一時保育に預けている方も本当に多いです。

一方、今回の子ども・子育て支援事業計画の確保方策においては、平成29年度末までに待機児童をゼロにするという一つの目標があります。そうしますと、その保育園としての定員の確保方策ができていっている中で、今使われているような待機児童だから一時保育を使わなくてはいけないという形が12,600からだいぶ減るのではないかとこの予測もしているところです。そういったことを整理した中で、今年度末は最初は見込みを整理しますが、そのあとの確保方策のときには、そういった現在用意されている器を使っている人たちが替わるのではないかとこのところを踏まえたうえでの確保方策を検討していく必要があるのではないかと考えているところです。

・委員

今回これから確認する量の見込みを基に、今年度これから方策を確定するわけですね。例えば、認可保育園はこれぐらい必要ではないかとか、あるいは病児保育がこれぐらい必要じゃないかという部分になってくるとは思いますが、やはりいま事務局がお

っしゃっていたみたい、あくまでもここでは見込みであって、例えば年度途中、今後この5年間の中で突然待機児が増えたりした場合は、「この計画だとうだったから、こうなんだ」ではなくて柔軟に対応していかれるわけですね。

・事務局

先ほども少し触れましたが、今回の子ども・子育て支援事業計画の確保方策を考えたときに、保育に特化して言えば、29年度のときの量の見込みから今のサービス提供を引いたものが供給計画で、この確保をなさいという話なんです。それはあくまでも年度の4月1日が基準になっています。なので、まずは4月1日に待機児童数をゼロとする形の供給計画を立てるとい形になるかと考えているところです。

一方、4月1日と25年度末の2月1日の待機児童数を見ましたが、ほとんどの待機児童数は保育に関しては増えているんです。学童はさっき減っていくという話でしたが、保育に関しては増えていきます。増えていくのは0歳児がほとんどです。当然、そういったところを踏まえて、子ども・子育て支援事業計画の今回の量の見込みで確保計画を立てますが、そこに関してはチェックして、どういった状況にあるのか、またこの子ども・子育て会議の中できちんと検証していただく形にはなろうかと思いませんので、そういった中で待機児童ゼロに向けて供給計画を立てていく形になると思っています。

補足しますと、保育のところは、量の見込みの補正の考え方の（イ）と（ウ）になりますが、今回、私どもとして待機児童数と今回の量の見込みから現行のサービス定員数を引いた数値を比べたところ、やはり0歳だけが非常に量の見込みが多く出てしまったんですね。さっきもちょっとお話ししましたが、待機児童数は4月で13人のところが、214という数字が挙ってきまして、これについては量の見込みとしてはちょっと大きいのかな、と。（イ）の0歳児の量の見込みからなので、0歳児だけちょっと補正を掛けさせていただこうかと考えているところです。以上です。

・委員

僕がちょっと思うところは、実際に今回の子ども・子育て支援事業は利用意向率の固定値が100%になって、いろいろなこういうのをやっていくという、例えばこういうことがあるのですが、例えばこの100%、今後10%になっていく。率直な話、家計が厳しくなってくると思うんです。そういった中でも例えば専業主婦の方の税制が変わったり、あるいは、僕はちょっとこの辺は詳しくわからないのですが、パートの方の38万の壁がちょっと変わっていくかもしれないとか、そういう部分で働く方が増えるかもしれない。そうなってくるとこの辺の量が変わってくる可能性が非常にあるのではないと思うのです、いろいろな社会情勢とか考えたときに。

これはあくまでも去年の消費税5%の段階でのいろいろな働き方とか、今の中でのこういう部分でニーズ調査の基のデータなわけですから、今後5年間考えたらどう変わっていくかわからないわけですから、この辺で、何回も繰り返しているのですが、今回この見込みを決めました、こういうふうになりました、そこで決めたときのことではなくてその時その時の状況に合わせて、「あの時こう決めましたが、今はこうい

現状ですから、ここはこういうふうに修正していきましょう」とか、その辺の部分をここの中で確認ができると、働いていらっしゃる方とか、そういった方も「だったら安心できるかな」という部分が出てくると思いますので。

・会長

今日議論されましたことは、当面は待機児童数ゼロということで、29年度までの計画をやられたわけですね。ニーズ調査は現状でのニーズ調査ですから、それはそういうところできちんと補正を掛けながら数字を押さえる。しかし、人口動態は年々変わってきますから、それをさらに補正の中に加えていく。そういう形で考えていただければ、この計画が5年計画でどういう進行をしていくということが出てくると思います。それが実際の施策に反映してくるとかいうのは、これからの議論で恐らく一番重要な点だと思いますので、今日のところはニーズ調査と現状との関係をきちんと押さえながら、きちんと補正も加えていくということを押さえる。そこを押さえなければいつまでもスタートできないことになりますので、とりあえず、そこは今日の段階で押さえていただいたほうが次に進めるということだと思います。よろしいですか。

では、とりあえず資料41の補正を含めた考え方、ニーズの量について、基本的には今日の議論で終了するという確認してよろしいですか。では、そういうことで次回は新しい課題で議論を進めていくことになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3 今後のスケジュールについて

・会長

それでは、それでは議事次第の3に移らせていただきたいと思います。では、よろしくお願ひします。

・事務局

今後のスケジュール等について少しお話をしたいと思います。今ご議論いただきましたように、まず今回の補正の考え方については、これからまた次回の予定などについてちょっと触れますが、次回の会議の前に事務局で一定の考え方に基づいて数字をお示しし、各委員にメールや資料配付で提示したいと思います。それに従って次回そういったことを踏まえて質疑等をいただきながら、最終的に決定していきたいと考えているところです。

今後のスケジュールになりますが、かねてから皆様方にはお伝えしている部分ですが、国が示しているスキームと言いますか、事業スケジュールが、いわゆる年度の前半、大方秋口になるだろうと思いますが、9月あるいは10月ぐらいを想定するわけですが、そのときまでにはこれからの確保方策、次回に確定をしていただくその量に対しての確保方策といったことを最終的には事業計画の案として整理をし、これを市民の皆様方にご提示をしていく。そこでいろいろなご意見をいただきながらということで、そのような作業がございます。

それからもう一点は、新しい制度を運用するにあたってのいろいろなルール作りが

予定されております。特に、運営するための基準ということで、仕組みとしてはいわゆる条例事項ということになります。そうしますと、これは議会のほうに条例案を上程し、議会での審議を経て最終的には決定していくというふうになるわけです。そうしますと、私どもの東久留米の議会の議案上程のスケジュール等がありますので、それを見越しますと、9月議会に上程したいと現在考えているわけです。そうしますと、8月頭にはその案を決めておかなければなりませんので、今は4月24日ですから、8月の頭までにルールづくりも並行して議論していただくことになります。今月1回のペースでご議論いただいているわけですが、今のようなことを考えますと、場合によっては月2回等の予定をしながら、事務またこの会議を進めていかなければならないかなと思っています。

今日はまだ資料という形でお示しできませんが、これも次回までには大方の整理をしながら、事業スケジュール等もお示ししたいと考えているところです。委員の皆様方には本当にお忙しい中で大変恐縮ですが、月2回実施することも含めてまた協力をいただければと思っています。

次回の日程は、今日ご議論いただいた内容を事務局で精査する関係もありますので、5月下旬から場合によっては6月の頭ぐらいまでにということを予定しながら、会長、副会長等と整理をしながら、なるべく早めに各委員にご提案したいと考えておりますので、ご了承いただければと思っています。以上です。

・会長

今のおおよその日程等についてはいかがですか。よろしいですか。

・委員

了解しましたが、最初に引き受けたときに昨年度5回で今年5回で、年度末に月1回ぐらいかなと言っていたら月2回で、それは重々わかるのですが、また増えるとしたらどのぐらいか。また増えるのかなとちょっと思ったので、早めにわかっていれぱと思いますので、早めに教えてください。

・事務局

本当に大変心苦しいところで恐縮です。人のせいにするわけではありませんが、全体的に国を含めて、作業がちょっと遅れ気味なものですから、しわ寄せというと語弊があるかもしれませんが、やはりさっき言ったように手続き論を考えますと、どうしても9月議会に各自治体とも9月議会しかないぐらいの状況なんです。そうすると、その9月議会に上程していくことを考えたときの事務スケジュール等を見ますと、そのところのいろいろと整理しなければいけない部分もあるということなので、なるべく負担が掛からないように考えていきたいとは思いますが、その間、いつも私が言っていて申し訳ないのですが、なかなか実態はできていないので申し訳ないのですが、会と会の合間にもなるべく情報を提供しながらうまく進めていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

・会長

よろしいでしょうか。これで終了ですか。では、最後によろしく申し上げます。

4 その他

・事務局

本日は皆様、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。最後に確認です。議事録についてでございますが、先日、平成 25 年度第 4 回、第 5 回の 2 回分の会議録について、委員の皆様の確認のご依頼をさせていただきました。ご確認いただきまして、修正点等ございましたら 5 月 2 日金曜日までにメールはお電話で事務局までご連絡いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

5 閉会

・会長

では、よろしいですか。それでは、今日の議事については終了したということによろしいですか。どうも遅くまでありがとうございました。いつもながらまずい司会で申し訳ありませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうも今日のご苦勞様でした。

以 上